



CONTENT

- 2 Scenarios for the future
- 2 EP publication data goes Web 2.0 at IPNewsflash
- 3 Editorial
- 4 Legal remedies under EPC 2000
- 5 Patent Information training – Interactive and online
- 5 Case Law - new edition
- 6 Patent statistics with ESPACE ACCESS
- 9 Table of contents on ESPACE EP
- 9 World Patent Information
- 10 IPC revisions - two new versions on the way
- 11 Fit for Asia?
- 12 Other news



東アジアにスポットライトを当てる “East meets West”フォーラム



Curt Edfjäll, Vice President, DG 4, EPO

ウィーンにおける今年の“East meets West”フォーラムでの開会の辞において、EPO 副長官 Curt Edfjäll は、私たちの審査官は先行技術の調査のために中国の文書へのアクセスを必要としており、“中国のデータ調査に緊急な必要性”があることが明らかであると述べました。

Edfjäll は、EPO は機械翻訳技術が日本語と韓国語についてはうまく機能していると認めますが、中国語英訳の機械翻訳は実用的と考えられるほど十分に正確ではありません。実用的な中国語英訳の機械翻訳システムが現れるまでギャップを埋めるための解決策が必要であります。このため、EPO は中国で公開された特許文献の人間による翻訳を助成するために利用可能な資金について検討中であると続けました。この開会の辞において、東アジアの特許情報の領域での最も大きい挑戦の1つが強調され、そして後の

“East meets West”フォーラムでの議題が説明されました。東洋と西洋の本当の会合場所を目的として作られたフォーラムは、交流とアイデアと意見の交換のための多くの機会を提供しました。参加者は、東アジアにおける機械翻訳プロジェクトだけではなく、法改正についても最新情報を聞くことができ、彼らの意見を日本、中国、および韓国からの専門家に伝えることができました。

「本題」

ヨーロッパからは、東アジアの特許文献の機械翻訳への強い需要、およびこれらの国からの詳細な法的状況に関する多くの重要なテーマがフォーラムの間に現れました。多数の特許サーチャーは、調査のヒントとこつを情報交換し、さらに日本の専門的技術からも得ることができる、日本の FI と F ターム分類についての議論もまた非常に活気がありました。その他の議論については、東アジアの特許法と法規、INPADOC と esp@cenet 内の東アジアの特許データ、中国の特許情報の検索に集中しました。フォーラムに間に合うように始まった中国の特許サーチャーサービスである、新しい「特許情報サービスの実験的なプラットフォーム」について中国特許庁の専門家から紹介がありました。

continued on page 2 >



「東アジア特許情報専門家のためのバーチャル会議」

ウィーンでの会議の前に電子ディスカッション・フォーラムで情報を共有する機会が参加者と専門家に与えられました。関係者一同からの熱心な反応を見て、東アジア特許情報サービスの1つの特色として、“East meets West”のバーチャル会議の常設化をEPOは現在検討しています。

東アジアからの特許情報についてのEPOの“East meets West in Vienna”フォーラムは5回目、2007年4月26、27日にウィーンで開催されました。この種のイベントとしては現在まで最もポピュラーなもので、日本、中国、韓国から90人の参加者と20人の専門家が出席されました。参加者の大部分は業界関係者で過去にも出席したことがあります。

今年のフォーラムに関する概要と参加者のアンケートの結果については以下をご参照下さい。

<http://eastmeetswest.european-patent-office.org/forum/stories/122/>

“East meets West”フォーラムで行われたプレゼンテーションは以下でご覧になれます。

<http://eastmeetswest.european-patent-office.org>



INTO THE FUTURE

未来へのシナリオ

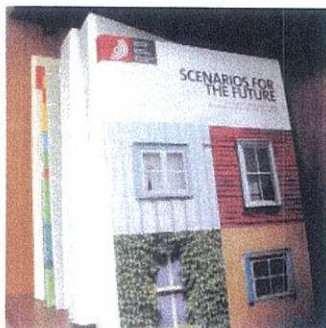
2年のプロジェクトの間に、EPOは科学、ビジネス、政治学、倫理学、経済学、および法の分野からおおよそ150人の評論家を含む重要人物にインタビューを行いました。その目的は、15から20年後の知的所有権と特許権取得の発展につ

いてどのように彼らが考えているかを知るためでありました。

一連のワークショップでは、彼らの答えを用いて未来についての関連し説得力の有る4つのシナリオが作成されました。政策論争を引き起こすことを意図して、シナリオは4月18日と19日にミュンヘンで開催されたヨーロッパ特許フォーラムで初めて公に発表されました。

“Scenarios for the future”プロジェクトの詳しい情報に関しては以下をご参照下さい。

www.epo.org/focus/patent-system/scenarios-for-the-future.html



NEW TECHNOLOGY

IPNewsflashのEP公開データがWeb2.0に

インターネットユーザーがインターネット上で情報付加及び保守活動を行う場所に”Web2.0”は急速になりつつあります。WikipediaはWeb2.0インターネットサイトの最も良い例でしょう。

特許関連のサイトについてもWeb2.0に基づいたものが現れつつあります。

IPNewsflash(<http://pct.ipnewsflash.com/index.php>)は様々な情報通信路からのIP情報データを提示するIPメタ情報の入口です。

Tools selection

(http://pct.ipnewsflash.com/fresh_pubs.php)にはグラフィカルな方法でEP公開データを表示するツールの興味深いベータバージョンが含まれます。またIPCのクラスに基づくRSSフィードを提供します。EP公開の全体図に加えて、IPCクラ

ス区分と主な出願者を示す図があります。IPCのクラスを選択すると、新しい公開リストが作成されます。Fulltext又はPDFデータがesp@cenetから利用可能です。そして、手続と出願状態データのためのEPOのRegister Plusへのリンクがあります。

リンク:

<http://pct.ipnewsflash.com/index.php>

http://pct.ipnewsflash.com/fresh_pubs.php

EDITORIAL

シナリオ

最近のヨーロッパ特許 Forum1 では、EPO は特許システムの未来として、4つの可能性のあるシナリオを提示しました。聴衆の特許専門家の方が聞かれたように、これらのシナリオは私たちが未来について予言するためには作成されていません。それらは前途に待ち受ける課題を認識し、対処するためのツールを私たちに提供することを意図されています。“what if?”の問いに対して描かれるシナリオは、ある発展の引き金となる要素を分析し、その状況に対して実行可能な対応を分析します。

関連するメカニズムを認識出来るので、どのシナリオが具体化するのかを認識し、予期してうまく適応するために計画することができます。

それぞれの4つのシナリオには、それ自身のタイトルと色があり、それが描く事態の本質と範囲を象徴しています。“Market Rules”シナリオ(灰色)はビジネスが優れた推進力であり、特許システムが非常にうまくいっているためにそれ自身の重荷によって崩れていく世界を説明します。

“Whose Game?”シナリオ(赤色)は、地政学が優れた推進力であり、国の連合がシステムの発展を形成し始め、彼らのニーズに合うようにそれを適合する世界を提示します。

“Trees of Knowledge”シナリオ(緑色)では、発展は社会によって推進され、NGO が知的財産システムに影響を及ぼすことを説明します。“Blue Skies”(青色)は、技術的な進歩が優れた推進力であり、特許システムが世界的な問題を処理できないためシステムが分裂する世界を例証し、その結果として独占権が無料の知識と並列した状態

で存在することを示します。これらの個々のシナリオが特許システムへ及ぼす効果の、より深い分析が実行されました。後に詳細な説明が発表されるでしょう。それらがヨーロッパ特許フォーラムのような活気があって魅力的な議論の続きを引き起こすでしょう。

4つのシナリオは特許システムの不穏な進歩を予測しますが、それらは皆、特許情報のより直線的な発展を示すように思えます。

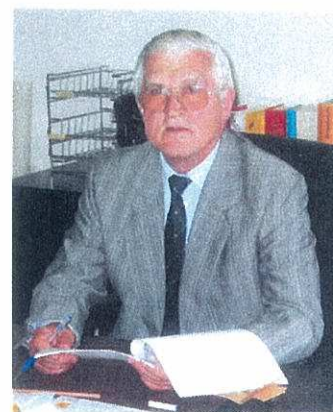
灰色のシナリオは特許活動がより活発になり、大幅により広範囲かつ複雑な文書の公開、および文書保管の爆発的増加につながるでしょう。それら全ての課題は、私たちに利用可能な技術を用いて対処することが出来ます。

赤色、緑色、青色のシナリオによって、知的所有権の分野における種々の法令諸様式が大量に増加するでしょう。(さまざまな理由によりますが、特許の情報専門家にとっても同じ結果

となるでしょう) 技術の無制限な拡散、権利の多様性の増加、ある国、および/または、技術分野での権利の削減はそのような特許システムへの主要な「圧力要素」として知覚されるでしょう。しかしながら、特許情報に関する限り、効果は同じです。

全文と要約から得られる技術的な内容(図書目録のデータは含みません)と共に、法的な状態又は公開の法的な影響さえ非常に重要になるでしょう。かなりの専門的知識が必要となり、システムはより複雑に、非専門家の理解がますます難しくなるでしょう。

私たちは、したがって、これらのシナリオが実際に展開しているというどんなサインにも私たちの目を向け続けなければなりません、そして私たちができるだけ早くそれに従って、私たちのシステムを適合させて、トレーニングツールとコースに加えることができます。これら3つのシナリオには、特許情報がますます不透明でますます初めて使う人には近づきがたくなるという深刻な危険があります。次の Patent Information News では、特許情報がより経験非線



形であり、特許システムが様々なシナリオによって示されるのは、直線的な変化よりむしろ予期せぬ展開であるという理由について概説する予定です。

Wolfgang Pilch
Principal Director
Patent Information

¹<http://www.european-inventor.org/>

EPC2000 の下の法律的救済手段

権利の喪失を防ぐための拡張可能性

世界は不完全な場所です。マーフィーの法則を引用すると、「物事が悪いほうに進むと、遅かれ早かれ、破滅的そして取り返しがつかないくらい悪くなります。」特許の世界もその例外ではありません。

出願者と特許権者は時々小さい誤り(例えば、期限内に特許料金を支払わない)、時々大きな誤り(例えば、優先権の期間を過ぎた後に出願書類を提出する)をおかします。

改訂された欧州特許条約(EPC)に関する今年のシリーズは、出願者または特許権者が間違いを起こしたときの手続きに何が起るのか、どのようにこの情報が公衆にとって利用可能となるのかに着目します。

EPC の下では、当事者は、期限内に多くの手続き上の行為(書類の提出、料金の支払いなど)を実行しなければなりません。その継続時間はEPC自身で設定されるか、EPC の元で EPO によって設定されることがあります。当事者が期限を守れないとき、権利の喪失は制裁措置として適用されます。権利の喪失は出願全体に及ぶかもしれません: 出願の拒否、出願取り下げ、または取り消されるかもしれません。また部分的であるかもしれません: 優先権権利または特定の表示(designation)が失われたり、あるクレームが取り消されるとも考えられます。

権利の喪失の救済措置

一部の権利の喪失について EPC は回復出来ることを認めています。そして 2 つの異なった

メカニズムがあります。手続きの続行(121 条)と権利の回復です。(122 条、以前は原状回復として知られていました)。これらの 2 つの法律上の救済手段は EPC1973 に存在しますが、EPC2000 はそれらが適用される方法への多くの変化を導入しています。

手続きの続行

これは望ましい救済手段です。期限の満期により権利の喪失が発生するとき、EPO からの通知で出願者は知らされます。権利の喪失を回復したいならば、出願者はこの通知から 2 カ月以内に以下を行わなければなりません:

- ・手続きの続行要求
- ・手続きの続行手数料の支払い
- ・“懈怠した行為”の実行(期限内で行われなかった行為の実行)

出願人が上記を行うならば、権利の喪失は回復されます。EPC1973 の下では、この救済は以下の期限に適用されていました。

- ・EPC にそれらの存続時間の定めがないもの。例えば、審査官通知に対する応答(96 条(2))。
- ・制裁として、権利の全喪失があるもの(みなし取下、拒絶)
- ・付与手続きの間に起こったもの(拒絶手続きの間ではありません)

EPC2000 の下では、手続きの続行の適用性をかなり広げてあります。上の包括的除外の最後だけがまだ適用されています。これは、EPC で決める期限のために除外されないこと、そして現在権利の部分的な喪失にも適用されることを

意味していますが、まだ出願者(異議手続又は new limitation procedure を除く)に制限されています。ある特定の期限は、手続きの続行からまだ除かれています。(規則 135(2))。

主要な変更として、手続きの続行は現在、期限内に、出願、調査、審査及び指定手数料を支払わない場合に適用されます。(それらは全て、古いバージョン、新しいバージョン両方の EPC に規定されています)。その結果、古い規則 85a と 85b の下のこれらの料金の支払遅延のための古い猶予期間は、もう必要でなく、EPC2000 から削除されました。

原状回復

手続きの続行とはちがい、当事者は、期限を守る為に全ての十分な注意を払ったことを立証しなければいけません(期限を守れないもつともな理由が必要です)。申請するために、当事者は以下を行います。

- ・現状回復を請求する
- ・十分な注意を払ったことを証明する事実と理由を示す
- ・原状回復料金を払う
- ・懈怠した行為の実行

当事者は「不遵守の原因の除去」から 2 カ月以内に上記を行わなければなりません。すなわち、期限から 2 ヶ月以内に期限を遵守できない理由がなくなると、直ぐに申請を行わなければなりません。しかしながら、この期間は元の期限の満期から 12 カ月後に失効します。

上の手順は EPC2000 の下で変更されていませんが、適用する点で変更が行われました。EPC2000 の下で手続きの続行が広く適用されるため、手続きの続行が適用される期限を除外するため、原状回復は制限されました。しかし、手続きの続行自身の期限には適用され続けます。

最も重要な変更は、優先権の主張を逃した出願人が原状回復を請求することができるということです。しかし、請求期限は 12 カ月の優先権の期間の満期から 2 カ月に短縮されました。

公衆にとって、利用可能な情報

EPO の登録簿 Plus サービスの愛用者は、公開された特許のヨーロッパ特許登録簿で権利の回復と手続きの続行に関する情報を見つけることができます。EPC2000 の効力発生で、登録簿には、法律上の救済手段(手続きの続行と原状回復)の詳細な事例の特別なセクションが含まれます。そこには請求、料金の支払い、および取られた全ての決定も含まれます。手続きの続行と原状回復の EPO と出願者の間のやりとりは、登録簿 Plus の“all documents”を通して公にされます。

EPC2000 の詳細について、info@epo.org にお問い合わせして下さい。

TRAINING

特許情報トレーニング

インタラクティブオンライン

EPO のバーチャル教室トレーニングコースは机に座ったままで、esp@cenet と他の特許情報製品を学ぶ方法です。コースは無料です。あなたはインターネットを通して EPO トレーナー、他の参加者とつながります。

特許情報の領域についての私たちのバーチャルクラス活動を再び取り上げることに喜びを感じています。バーチャル教室の最初のブロックは、2007 年 6 月の上旬に行われ、以下の話題を取り上げました:

esp@cenet をはじめよう

esp@cenet での最新の進歩

次に予定されているコースは、EPO のオンライン特許情報製品についてです。セントラルヨーロッパサマータイム(CEST)の 7 月 3 日 10:00、7 月 4 日 15:00 に開始の 2 時間の授業です。

EPO は多くのオンライン特許情報製品を提供します。これらの特許プロセスの出力と考えることができます。このセッションで説明された製品は使用自由です。その他のソフトウェアを必要せずに、インターネットベースで、誰でもどこでもそれらを使用することができます。セキュリティ制限が全くありません、そして、それぞれの製品はオフィス、教室、実験室または自宅の普通の PC からのアクセスが可能です。

この製品は特許情報に関する多くの技術的、科学的、法的な手続きの見地からのたくさんの異なった「視点」を提供します。このセミナーは特許プロセスの製品としての特許情報を提示します。

esp@cenet、RegisterPlus、WebRegMT、および Publication サーバについて紹介、実施説明されるでしょう。さらに、これらの製品の相互運用性が全てのユーザー・グループのために、どのような統合特許情報解決を提供するかが示されるでしょう。

このバーチャル教室イベントへの登録には

www.epo.org/patents/learning/search-events.html へ。

以降のバーチャル教室セミナーも 1 年の間に予定されています。

古典的なトレーニングセミナー、特に "Patent Information for Managers" セミナー "IP Mapping - Best Practice Sharing" セミナーにも注目して頂きたいと思っています。

そしてこれに加えて、10 月の年次大会の一部として別の興味深いトレーニングイベントを、11 月に初めて行われる特許情報について新たに導入された上級セミナーを提供する予定です。ウィーンでの全てのコースの概要については、近くの開催地又はオンラインで、トレーニングイベントの検索用データベースで調べてください(以下参照)。

詳細は、taining.vienna@epo.org までご連絡下さい。

特許情報トレーニングに関してメール連絡を受けるには、オンラインフォーム

<https://secure.epo.org/patents/email/pi-training/index.en.php> を使用してください。

・特許情報に関係するトレーニングコースだけを表示するには <http://www.epo.org/patents/learning/search-events.html> の "Topics" フィールドで "patent information and documentation" を指定してください。

・バーチャル教室セミナーだけを選択するには、データベースの "Medium" フィールドで "Online training" を選んでください。

NEW PUBLICATIONS

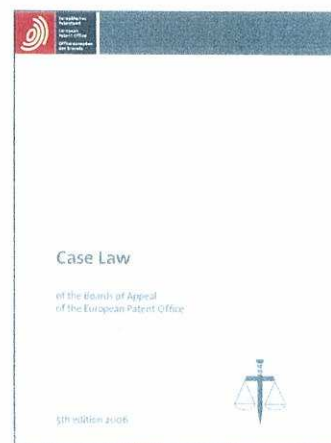
判例法--新版

欧州特許庁の審判部の判例法の第 5 版が 2007 年 3 月 9 日に発行されました。27 年間に EPO の審判部は 21000 件以上の訴訟事件を解決してきました、拡大審判部によって出された合計 85 の決定と意見が、基本的な重要性を持つ法的なポイントを明確にする助けとなりました。

この包括的な報告書は 2005 年の終わりまでの決定と、2006 年の前半の最も重要な決定を盛り込んであります。

この本には英語版、フランス語版、ドイツ語版があります。EPO のウェブサイトで、42ユーロ購入可能です。

詳しい情報及び注文には、www.epo.org/about-us/publications/procedure/case-law.html へ行って下さい。



ESPACE ACCESS と特許統計

特許統計の分析はたくさんの役に立つ情報を明らかにすることができます。だれが、どんなタイプの、どんな分野、どんな場所、どんな数の特許を登録しているか？

これらは競争相手がだれであるか、そして、何をしているかを知りたいがっている実務者にとって、また有価証券の創造的な潜在性を確認しようとする株主にとって、さらに潜在的な実施権者を探している発明者にとって興味深い質問です。

5ギガバイト以上の 1978 年以來の全てのヨーロッパと PCT の出願公開の書誌情報が ESPACE ACCESS シリーズに含まれ、さらなる分析のために検索、抜粋が可能です。

しかし 200 万の出願の中から検索するものを正確に見つけだし結果を照合するということはいつでも容易というわけではないでしょう。

以下のヒントとコツを参考にして下さい。

MIMOSA での検索

最初の作業は正しい情報を抽出することです、このためには、すべての ESPACE シリーズに提供されている MIMOSA 検索ソフトウェアが必要です。特定の技術分野に関連する公開に戻るためには、関連 IPC 記号分類を使用することが最良の検索です。ほんの少し運が良ければ、興味のある技術分野をカバーするのに、わずかな IPC 分類で十分です。

IPC 分類について権威である必要はありません。セクターを説明するキーとなる英語の用語を知っていれば、公開公報の要約を探すことによって (ab=用語 1 or 用語 2 or 用語 3 と入力)、もつとも関係のある、文書を分類するために使われる IPC クラスを知ることができます。

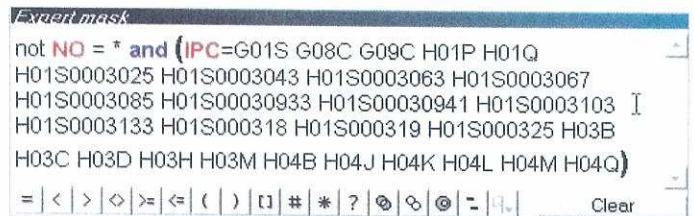
MIMOSA ソフトウェアは非常に役に立つ機能を提供します。紫色の分類シンボルは WIPO ウェブサイト上の英語又はフランス語の IPC シンボルの関連説明へのハイパーリンクです。

ユーロ PCT に注意してください!

出願件数を数えるのなら、重複が結果リストに無いことを確認してください。EPO は前の PCT 国際出願から出来するユーロ-PCT ドキュメントを公開してします。

ESPACE ACCESS がすべての EP と WO 公開公報を含んでいるので、ユーロ-PCT 記録は、それらに対応する WO 公開公報と同じヒットリストに現れるので、二度数えることとなります。

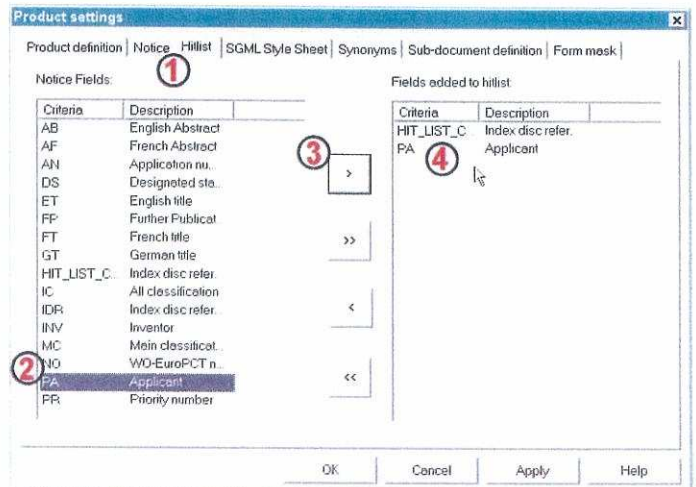
MIMOSA のユーロ-PCT 公開公報の WO 番号を含む NO 評価基準を使用することにより、ユーロ-PCT 公開公報を除くことができます。ただ NOT NO=* を質問に挿入すれば、すべてのユーロ-PCT 公開公報は除かれます。



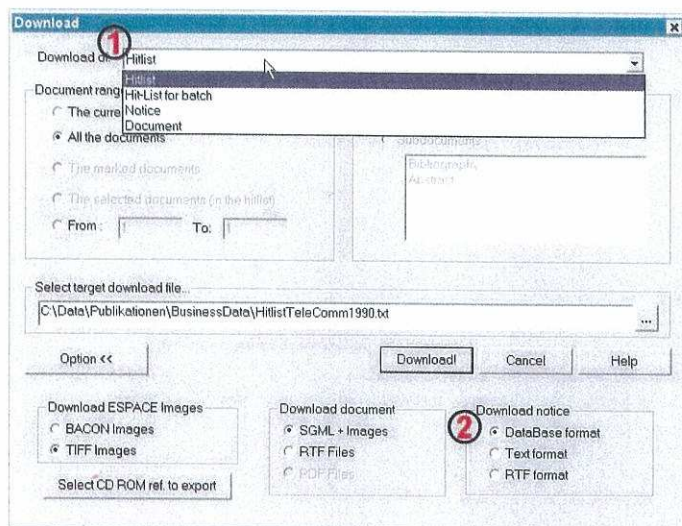
ipc1 ipc2 ipc3 が探している技術的なセクターの IPC のクラスであるとすれば、検索命令は NOT NO=* and(IPC=ipc1 ipc2 ipc3...)となります。

このタイプの質問はある程度のヒット数を導くでしょう。有意義な統計分析を実行するには、少な過ぎても(1000 以下)、多すぎても(100000 以上)いけません。結果の数が大き過ぎると、ダウンロードプロセスに時間がかかり、その後の分析は、より難しくなるでしょう。

Options→Product preferences をクリックして、あなたが必要とする出願者(PA)の名前等あらゆるデータを含むように Hitlist を変更して下さい。



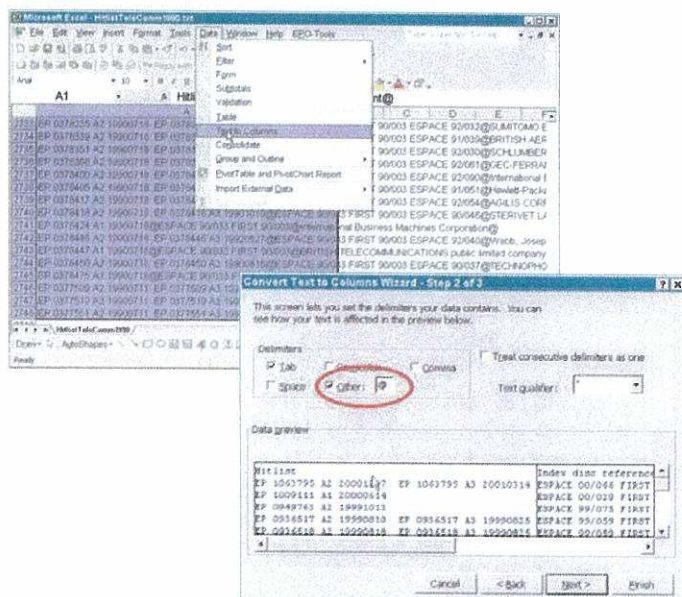
File→Downloadを通してHitlistをローカルハードドライブにダウンロードしてください。「オプション」で、「Hitlist」が data source として選択されているか、ダウンロード通知が「DataBase 形式」に設定されているか確認してください。



後者のオプションは、個々の分野が@によって切り離されていることを明確にします、そしてマイクロソフトオフィスプログラムに別々の列としてインポートされます。

Microsoft Excel でのデータ分析

Microsoft Excel でダウンロードされたファイルを開いて下さい。



データを早く分類するためにデータフィールドを個々の列に分けてください。

出願者の名前を合わせます。

統計学的評価を実行する前に、分類された全ての特許文献が、一人の同じ出願者のものであるか、そして出願者の名前が一貫した方法で書かれているか確認しなければなりません。これによりコンピュータが正しくそれらを区別することができます。

例えば“SIEMENS”の特許が、“Siemens”、“SIEMENS “、“Siemens Aktiengesellschaft”または“Siemens AG”のような名前で登録される場合、確認は比較的簡単です。しかし、“Bosch-Siemens Hausgerate GmbH”のようにハイフンが付いたり付かなかったりする場合や、大文字で書いたり小文字で書いたりする場合は難しくなります。そして、“BSH”に簡略化される場合、さらに難しくなります。

さらに、例えば“AT&T”が「ルーセントテクノロジーズ」に社名変更したような場合、さらに難しくなります。

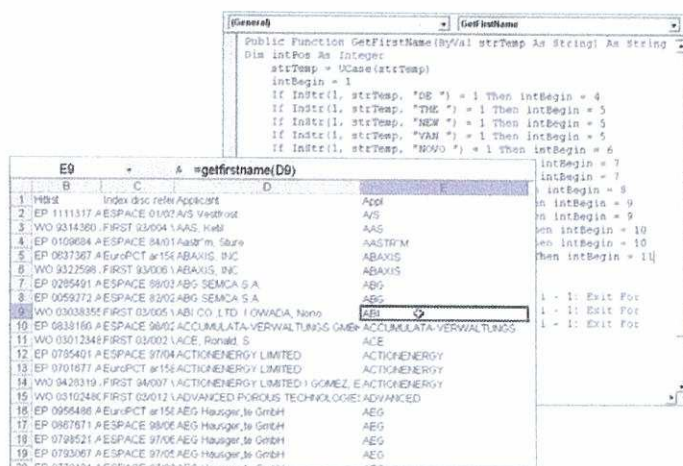
この場合、データの手動の照合がおそらく唯一の解決法となります。

しかし、以下の手順によれば、出願者名を一致させて有意義な抽出が可能となるため、比較的良好な結果につながります。

1. 全ての名前を大文字に変換します。
2. 2番目以降の単語を省略します(最初の単語が 1 つ以上の文字から成る場合)
3. 最初の単語が非常に一般的である場合に、3番目以降の単語を省略します

3 番目の手順は、「THE PROCTER & GAMBLE」あるいは「THE COCA-COLA」のような名前を持つ会社が皆、“THE”という名で一緒に分類されないことを確実にします。

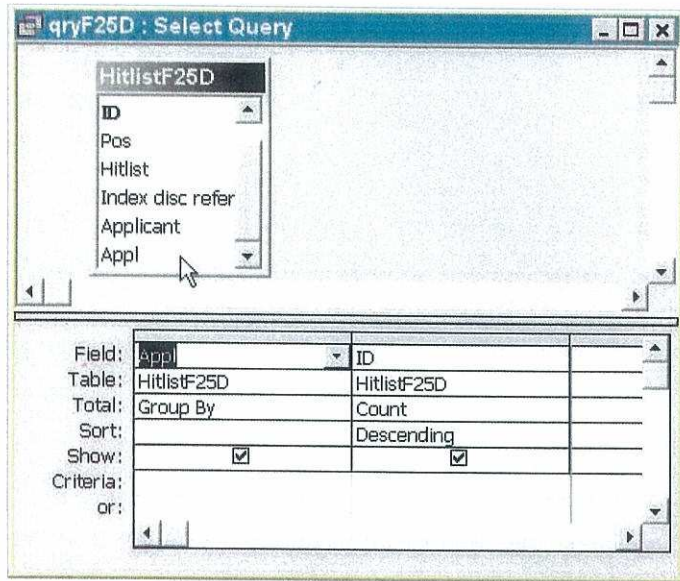
上で説明された方法で名前を操るのに Microsoft Excel での簡単な Visual Basic 機能を使用することができます。この機能を適用すると、驚くほど良い結果が得られます。



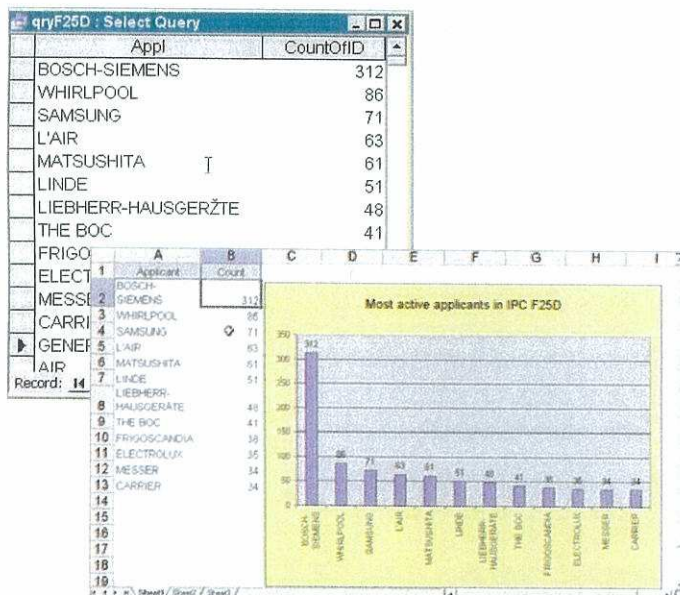
Excel 機能への小さな修正が必要であるかどうかは、出願者名の度数分布で見ることが出来ます。これを行うにはマイクロソフトアクセスに素晴らしい機能があります。

マイクロソフトアクセスにおけるヒストグラム

空のアクセスデータベースに上記の Excel テーブルをインポートして、query を作成して下さい。



“Appl”フィールドはグルーピング機能で照合された一致した名前を含む列です。そして、アクセスはカウント演算子を使って、“Appl”フィールド内の同じ名前を持つ記録の数を数えます。降順にこのフィールドを分類して、名前毎のエントリー数を返します。



知らない会社で、社名の最初の単語がよく使われる言葉である会社が、リストのトップに来る場合、その会社名で Excel テーブルを分類して下さい。そして例外がないかどうか調べて下さい。そして、これらを考慮に入れるように機能を拡張します。

そして、数値のグラフ表示を Microsoft Excel に戻します。

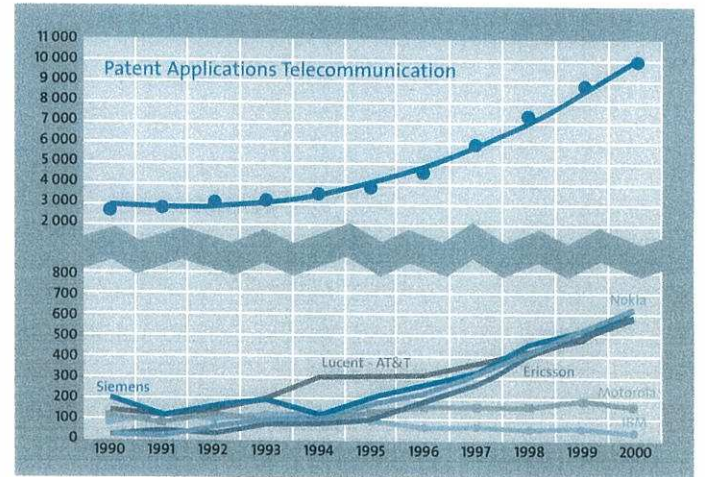
この手順によって初期の概観が得られます。もし“リンデ”がリストの上位に来る場合、「リンデ AG」、「リンデ Gas」、そして「リンデ Technische Gase」が正しく照合されたためです。しかし、同じことが「メッサー Griessheim」と「メッサー・フランス」に適用されると仮定することはできません。

この手順は効果的ですが、合併やブランド名変更などの出来事で行われる社名変更については使えません。

傾向分析

上で概説された手順を繰り返せば、毎年の特許傾向を分析できます。この場合、検索命令は以下ようになります。

NOT NO=* and AN=yyyy* and IPC=(ipc1 ipc2...)



グラフは、この分析がもたらす情報のタイプを例証しています。この例では、AT&T とルーセントテクノロジーズの値は手動で合計されました。そして IBM が実際に通信分野から手を引いたかどうかについて早急な結論を出さないようにして下さい。

特許分析は意志決定の過程における新たな側面を加えますが、重大なビジネス決定の場合、それは全体像の一部だけなので、利用可能な他の情報と照らし合わせていつも検討されるべきです。

ESPACE ACCESS の詳しい情報に関しては、epal@epo.org までお問い合わせ下さい。

PRODUCTS

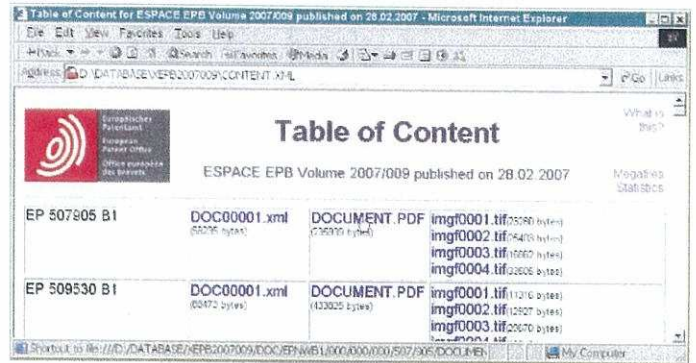
ESPACE EP の Table of Content

新しい ESPACE EP DVD-ROM はどんな標準のブラウザでも見ることができる Table of Content を特徴とします。ルートディレクトリは、発行された公開特許出願 (EP-A) と付与された特許 (EP-B) へのリンクを提供する INDEX.HTML と呼ばれるファイルを含んでいます。

この新機能に関して特別なことは、標準のブラウザで機能するので、Windows、Apple Mac または UNIX どの OS でも問題ないということです。いずれの OS でも付加ソフトウェアの必要なしに、Content は同じように見えます。

ハイライト

ESPACE EP-A 又は ESPACE EP-B の表をクリックすると、XML ファイルが呼び出されます。次にシステムによって再フォーマットされ、HTML ファイルとしてブラウザに表示されます。



ブラウザは、DVD ROM 内の全てのドキュメント (PDF、XML、TIFF ファイル) のリストを表形式で作成します。そしてハイパーリンクを開くためのファイル名をクリックして下さい。

DVD-ROM 上の公開数に関する統計情報が、表の下部に表示されます。また、DVD-ROM が遺伝子の配列リスト、及び/または、追加メガファイルを含むなら、これらは別々に表の最後に表示されます。詳しい情報に関しては、

kbaumeister@epo.org までお問い合わせ下さい。

OUTSIDE THE EPO

世界特許情報

読者は最近発行された国際的で同業者により議論がなされるジャーナルの最新号 (第 29 巻、2 号、2007) について興味があることでしょう。それは電子 (印刷) フォームで発行され、表に示された話題に関する記事がのっています。

編集者 (マイク・ブラックマン) は、ジャーナルでの公表を検討される記事を受け取るとき、いつも嬉しく思っています。Mblackwpi@aol.com で彼に連絡することができます。

Search reports	When is a search not a search? The EPO approach
Patent term and licensing	Corporate technology out-licensing: motives and scope
Service innovations	Extending legal protection strategies to the service innovations area: review and analysis
Organisation of patent information	Creating and managing a patent information group in a global environment
Patent office policies	The EPO and its supportive role for innovation The EPO's patent information policy reviewed
Patent information groups	Half a century of the Patent Documentation Group (PDG) 1957-2007
PATLIB	The sectoral approach of the Belgian patents units
Dissemination and education	Harnessing the power of intellectual property – strategy and programmes of the WIPO Worldwide Academy

コンテンツリストと要約を含むジャーナルに関する詳しい情報は以下で利用可能です。
<http://www.elsevier.com/locate/worpatin>

INTERNATIONAL PATENT CLASSIFICATION

IPC の改訂 - 2つの新バージョンが改訂進行中

ご存知のように、IPC 改正に続いて、3 カ月毎に Advanced Level IPC は改訂されます。

2007 年 1 月 1 日に初めてそのような改正(2007.01)が導入されました。さらに 2 つの改正が現在 IPC Advanced Level 小委員会によって同意されました。同委員会は WIPO、EPO、USPTO、および JPO からの代表から成ります。

・バージョン 2007.10(2007 年 10 月 1 日に発効するため)

ハイブリッド電気自動車の新しい分類案はサブクラス B60K に導入される予定です。現在、この技術は最新の話題になりました。改正により、特許の専門家は、この領域で有効な IPC 検索を実行できるでしょう。この改正は、Advanced Level の力とテクノロジーにおける最新の進歩に大いに関連します。プレ改革 IPC システムの下では、もう 3 年間これらの変化は待たなければならなかったでしょう。

新しい分類スキームは、変化に慣れる時間を検索者に与えるために、2007 年 7 月に WIPO によって正式に発表されるでしょう。



・バージョン 2008.01(2008 年 1 月 1 日に発効するため)

サブクラス H04H の放送流通制度の分類は、今日の検索需要を満たすために完全に改訂される予定です。

ここで、初めて、新しい Advanced Level グループは Core Level から外れる予定です(2009 年 1 月 1 日の改正のため)。これは、1 年間、この領域の主題が、2006 年のバージョンの主なグループシンボルの下でまだ Core Level 分類を受けていることを意味しますが、Advanced Level 分類が新しいスキームに続く予定です。Advanced Level に Core Level を一致させるより高いグループへの変化は

2009 年の最初の Core Level 改正まで待たなければならないでしょう。新しい分類スキームは 2007 年 10 月に WIPO によって正式に発表される予定です。

どちらの場合も、PCT minimum documentation に属する資料は分類し直されなければならないでしょう。これは、協力して行動する多くの知的所有権省庁によって行われる予定です。新しいバージョンが発効した後すぐに新しいスキームを使用して、ドキュメントは検索に利用可能となるでしょう。

両方の新しいスキームは EPO と、JPO と USPTO の間の協力の結果です。3 つの庁からの特許審査官がスキームを一緒に開発しました。そして目新しい検索におけるそれらの実用的な利用に焦点が置かれました。それらは EPO 内部で ECLA スキームとしてテストされ、非常に有用であると立証されました。

今度の IPC 改正は、特許共同体全体がこの分類専門的技術から利益を得ることを可能にするでしょう。

PUBLICATIONS CORNER

"Publications corner"は定期的な特許情報ニュースの特集記事です。EPO 公開公報についての統計と一般情報を読者に提供します。

EP-A1: 調査報告と共に公開されたヨーロッパの特許出願

EP-A2: 調査報告なしに公開されたヨーロッパの特許出願

EP-A3: ユーロッパの調査報告

EP-B1: ユーロッパの特許明細書

EP-B2: 修正されたヨーロッパの特許明細書

注意: 表は PCT ルート(ユーロ-PCT 出願)で出願されたヨーロッパの特許出願における統計を含んでいません。これらは WIPO によって公開され、英語、フランス語、またはドイツ語ならば、EPO によって利用可能となります。現在、すべてのヨーロッパの特許出願のおよそ 70%はユーロ-PCT 出願です。

European patent publications

January - June 2007	Weekly average 2007	Total Jan-Jun 2007	Change vs. 2006
EP-A documents			
EP-A1	808	21 001	-1.8%
EP-A2	440	11 438	12.7%
Total EP-A1 + A2	1 248	32 439	2.9%
Percentage EP-A1 of total A1+A2		64.7%	
EP-A3	316	8 211	-20.3%
EP-B documents			
EP-B1+B2	1 083	28 150	-11.4%

PATENT INFORMATION FROM ASIA

Fit for Asia?

Did you know that ...

JPOのIPDLには、新しいURLがありますか？ JPOのIndustrial Property Digital Library(IPDL)を維持する「工業所有権情報研修館」は以前、イニシャルNCIPIとして知られていました。2007年1月に“INPIT”に変わりました。新しいURLはwww.ipdl.inpit.go.jpです。

韓国への特許出願のためのクレームは出願公開前であればいつでも提出可能でしょうか？ 2007年7月1日から、出願時点で、特許出願人はクレームを提出する必要はありません。代わりに、彼らは出願公開前であればいつでもクレームを提出することができます(出願日又は優先権が主張されている場合優先日から18カ月以内)。詳細については以下へ。

http://www.kipo.go.kr/kpo2/user.tdf?a=user.english.board.BoardApp&c=1001&board_id=speech&catmenu=ek20100

(source: KIPO website, Speeches & Interviews, “Preparing a patent system convenient for inventors”)
<http://www.managingip.com/?Page=10&PUBID=34&ISS=23498&SID=677583&TYPE=20>

(source: MIP News, “Recent changes to the Korean Patent Act”)

SIPOは特許調査のために新しいプラットフォームを始めましたか？

2007年4月26日に、中国の特許庁(SIPO)は新しい「特許情報提供業務の実験的なプラットフォーム」を始めました。このサービスは英語と中国語のインターフェイスを通して中国のドキュメントの無料の検索を供給します。それは検索可能なテキストデータとしての完全な中国語ドキュメント、完全なドキュメントダウンロード(TIFF形式)、および

英語の法的地位情報を提供します。データベースは以下で利用可能です。

<http://pub.cnipr.com>(中国語インターフェイス)

<http://pub.cnipr.com/enpubisfts>(英語インターフェイス)。



KIPOは“claim-by-claim”審査システムを導入しますか？ 2007年7月1日以降、KIPOは審査官に対して、それぞれの拒絶されたクレームに対して拒絶の理由を明白に述べることを、そして出願者がどのクレームがなぜ拒絶されたかを納得できるように方法を述べなければいけないことを要求します。詳しい情報に関してはKIPOウェブサイトへ。

<http://www.managingip.com/?Page=10&PUBID=34&ISS=23498&SID=677583&TYPE=20>

(source: MIP News, “Recent changes to the Korean Patent Act”)

2007年7月以降に韓国で登録された特許と実用新案について、異議申立は無効審判手続きにまとめられましたか？ 異議申立は無効審判に統合される予定です。何人も特許付与後3カ月以内に特許の無効審判請求をすることができます。利害関係者かKIPO審査官は、いつでも、特許期間満了後においても、特許を無効にさせることが

できます。

詳細については以下へ

http://www.kipo.go.kr/kpo2/user.tdf?a=user.english.board.BoardApp&c=1001&board_id=speech&catmenu=ek20100

(source: KIPO website, Speeches & Interviews, “Quick utility model registration system to be abolished”)

<http://www.managingip.com/?Page=17&PUBID=199&ISS=22625&SID=654924&SM=&SearchStr=Korea%20Focus>

(source: MIP News, Korea: “What Korea’s patent reforms mean for you”)

韓国語の全文は現在、KIPRISで英語検索可能でしょうか？ KIPRISの特許と実用新案データベースに含まれる新しい検索機能によって、韓国語原文の特許と実用新案ドキュメントの検索に英語のキーワードの使用が可能となります。翻訳エンジンで自動的に英語キーワードは韓国語に翻訳されます、そして韓国語のデータでの検索が行われます。新機能のテストは以下で行うことができます。

http://patent2.kipris.or.kr/patent_eng/kclo1000a.do?searchType=A

SIPOは毎週、知的所有権レポートを発表していますか？ 中国特許庁(SIPO)はインターネットで毎週、中国知的所有権レポートを発行しています。2006年12月に始められましたが、レポートは中国文と英文があり、中国からの統計情報と最新のIPニュースを含んでいます。今までのところ発行されている全てのレポートは以下で利用可能です。

http://www.sipo.gov.cn/sipo_English/cipr/

現在、マレーシアは、出願日または優先日から18カ月後に出願公開を行っていますか？ 2006年8月の特許協力条約(PCT)へのマレーシアの加入から見て、多くの変更がマレーシアの特許法と特許規則になされるでしょう。最も重要な修正の1つは特許出願に関連するファイルの公衆の調査に関係があります。マレーシアは、現在、出願日から(もし優先権が主張されるなら優先日から)18カ月後に出願が公開されます。また、どの情報(明細書、図面、および書誌事項)を公開できるのか、そして、どの出願が公開されないのかについて特定の規定があります。詳細については以下へ。

<http://www.managingip.com/?Page=10&PUBID=34&ISS=23713&SID=682669&TYPE=20>

(source: MIP News, “Malaysian Patents Act evolves”)

「商品とサービスの識別の三機関のリスト」は現在、日本特許庁のウェブサイトでは英語で利用可能でしょうか？ 日本特許庁(JPO)、合衆国特許・商標局(USPTO)、および欧州共同体商標意匠庁(OHIM)は商品とサービスの英語での識別を3つの機関で容認できるように見直しています。このリストは下記の日本特許庁のウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/torikumi_e/hiroba_e/2004_trilateral_list.htm

東アジアからのニュースの詳細については以下をご参照下さい。

<http://eastmeetswest.european-patent-office.org/news>

OTHER NEWS

Some important telephone numbers

esp@cenet helpdesk

Tel.: +43 1 52126 4051
 Fax: +43 1 52126 4533
 e-mail: espacenet@epo.org

Electronic publications advice line

Tel.: +43 1 52126 2411
 Fax: +43 1 52126 2492
 e-mail: epal@epo.org

INPADOC helpdesk

Tel.: +43 1 52126 115
 Fax: +43 1 52126 3292
 e-mail: inpadoc@epo.org

Asian patent information

Tel.: +43 1 52126 4545
 Fax: +43 1 52126 4197
 e-mail: asiainfo@epo.org

Training

Tel.: +43 1 52126 1043
 Fax: +43 1 52126 4533
 e-mail: trainingvienna@epo.org

Subscriptions

Tel.: +43 1 52126 4546
 Fax: +43 1 52126 2492
 e-mail: subs@epo.org

Paper publications

Tel.: +43 1 52126 4548
 Fax: +43 1 52126 2491
 e-mail: docdeliv@epo.org

Switchboard

Tel.: +43 1 52126 0

EPO Customer Services are open for your enquiries on all matters relating to European patents:

Tel.: +49 89 2399 4636,
 e-mail: info@epo.org

リガにおける EPO特許情報会議 2007

EPO特許情報会議2007は、ラトビアのリガのReval Latvijaホテルで2007年10月16日から18日まで催されます。登録に必要なプログラムと全ての情報は以下の会議ウェブページで利用可能です。

<http://www.epo.org/about-us/events/pi-conference-2007.html>



© Daniel Shalloe

新しいインターネット特許分析 ツールのためのDocDB基礎

DECOPAのIPCentury特許分析ツールはEPOのDocDBデータベース(esp@cenetの世界的なサービスのデータベース)を使用して、新しいインターネットサービスをユーザーに提供します。ユーザーは、IPCenturyを用いて、先行技術特許文書の公開番号を入力して、以下の4つの検索タイプの1つを選択することができます。

- 先行技術/新規性分析
- 無効分析
- 自由に行える分析
- 侵害使用分析。

公開番号が利用可能でない場合、ユーザーは代わりにテキストを入力することができます。
 リンク:

www.sales4ipcentury.com



esp@cenetにおける80,000件の 古いフランスの文書

EPOは最近、80000件の1920年以前のフランスの文書をデータベースに追加しました。スキャンと品質管理の後、FR399801A(1909年7月8日)からFR526500A(1921年10月8日)までの文書が現在、esp@cenet で利用可能です。

EPOはデータベースの文書の範囲を広げ続ける予定です。今後、19世紀までさかのぼってフランスの文書を蓄積することを計画しています。

PUBLICATION INFORMATION

Publisher: Wolfgang Pilch
Editors: G. Arca, K. Baumelster, D. Evans, C. Kämmer, I. Kindl, U. Koplin, W. Pilch, P. Schwander, D. Shalloe, V. Vajsbaier, P. Watchorn, H. Wongel, L. Zimmermann
Design: Atelier 59, Munich

Patent Information News is published by the
 Principal Directorate
 Patent Information,
 European Patent Office,
 Vienna sub-office,
 Rennweg 12,
 1030 Vienna, Austria
 Tel.: +43 1 52126 0

The opinions expressed in this publication are not necessarily those of the EPO. SPACE, esp@cenet and epoline are registered trade marks.

ISSN 1024-6673